

特別支援学校における学校安全・危機管理の現状と課題 —文献研究をふまえた危機管理マニュアル調査および事例報告—

滝吉美知香*, 高橋亜湖*, 上濱龍也*

(令和3年2月1日受理)

TAKIYOSHI Michika, TAKAHASHI Ako, KAMIHAMA Tatsuya

Current Status and Issues of School Safety and Crisis Management in Special Needs School
: A literature review, research of manuals, and a case study report

問題と目的

災害大国といわれる日本において、学校の危機管理体制を確立し児童生徒の安全を守ることは、全ての学校で重要な課題である。特に、様々な障害のある児童生徒が在籍する特別支援学校においては、非常時に起こり得る児童生徒の状態や、危険回避・避難等の支障となる点を、多面的に予測し備える必要がある。

学校管理下で災害や事故等が発生した際、教職員が状況や役割を的確に判断し対処することで迅速に児童生徒の安全を確保できるよう、必要な事項を全教職員で共通理解することを目的として作成されるのが危機管理マニュアルである。自然災害に限らず、児童生徒が被害者となる事件や事故の多発を受け、学校保健法が現在の学校保健安全法に改題された2009年に作成が義務化された。危機管理マニュアル作成の手引き(文科省, 2018)は、「事前の危機管理」「個別の危機管理」「事後の危機管理」で構成される。このうち個別の危機管理に関する内容として、特別支援学校児童生徒に対しては、情報の理解や意思表示、危険回避行動、避難行動、生活・生命維持、非日常への適応の難しさ等に特別な留意が必要であると述べられている。また、伝達方法の整備、避難経路・避難体制の整備、避難訓練、連携の4点について、障害に

応じた整備・検討が必要であると示されている。

各学校の地理的環境、学校規模、物理的設備等によって対策すべき内容は異なるため、危機管理マニュアルの実際の作成や見直しは各学校に一任されている。また、知的障害、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、またはそれら複数の障害種や重複障害に対応する特別支援学校は、その障害ごとに危機発生時に予測される困難に違いがある。それぞれの学校が独自に危機管理マニュアルを作成することによって、同じ障害種に対応する学校であっても、留意点やノウハウ、事前準備が異なる内容になる。各学校や在籍する児童生徒の特徴に合わせた独自の内容を作成できる一方で、中には障害種や物理的条件に関係なく必要な内容が見落とされたり、有意義な取組みが広まらなかったり、未想定部分を補う視点が不足したりすることも考えられる。実際、2011年に発生した東日本大震災で学校が経験した混乱は、その多くが各学校の避難訓練や防災マニュアルの中で未想定であったことが報告されている(千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課, 2013)。

そこで本研究では、まず、特別支援学校を対象とした安全・危機管理に関する研究や報告を総覧することにより、知見や課題を体系的に整理することを第1の目的とする。次に、それらの知見や

*岩手大学教育学部

課題をもとに、実際に岩手県内の複数の特別支援学校で用いられている危機管理マニュアルを検討することで、反映・共有されるべき内容や課題について明らかにすることを第2の目的とする。最後に第3の目的として、実際の運用や課題を具体的に示すため、本学附属特別支援学校における取組みを報告する。

研究 I

上述した第1の目的のもと、国立情報学研究所データベースCiNiiにて特別支援学校／危機管理／学校安全等をキーワードに検索した(2020年9月末)。該当した約30本の文献のうち、特別支援学校の安全・危機管理に関わる27本を抜粋した。

文献を比較・整理する視点として、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、および複数の障害や障害を限定しない総合型の6つを各校障害種とし、事故、事件、保健衛生、災害、家庭の5つをカテゴリーとした(Table 1)。この視点は、障害種の異なる特別支援学校6校を対象とした沖中・日比(2013)のアンケート調査報告に基づく。沖中・日比(2013)は、調査対象校の危機管理マニュアルの内容を17項目(プール、部活動、校外学習、行方不明、スクールバス、寄宿舎、交通事故、心のケア、情報セキュリティ、不審者対応、学校クレマー、マスメディア、疾病処置や緊急時、医療的ケア、摂食・誤嚥等、地震・火災等、虐待防止)に分類した。本研究ではまずこれら17項目に即しながら、該当する文献を参照する中で適宜項目の改変や追加等を行うこととした。以下、カテゴリーごとに報告・研究内容を概観する。

(1) 事故

特別支援学校における事故に関する文献4本は、知的障害と肢体不自由に関するものが各2件であった。知的障害を対象とした2件は水難事故に関するものであったことから、沖中・日比(2013)によるプールの項目を水難事故とした(Table 1)。

高橋(2014)は、実際に起きた学校管理下での知的障害生徒の行方不明・水難死亡事故から、①日頃からの心の準備・シミュレーション、②教職員

の危機管理意識や対応能力の向上、③最悪の事態を想定した対応の見直し、④万が一事故が起きてしまった際の対応、⑤ヒヤリハット事例の集積・共有化の重要性を指摘した。この①②に関連して、水谷・榎村・石澤(2018)は、水難事故防止のため着衣水泳を取り入れた知的障害特別支援学校小学部での実践を報告している。児童が着衣水泳の意味を理解していることを前提とした指導は適切ではないとし、導入段階で教員が水に落ち救命具を使用し援助される実演を行う等、児童の理解を促す工夫を取り入れ、児童の不安を軽減しながら徐々に行った。また、児童が着衣水泳の意味を誤って理解するのではという保護者の懸念に対し、学習の目的や安全上の配慮を事前に説明し保護者の理解と同意を得ることの重要性も指摘された。

肢体不自由特別支援学校における事故に関しては、対物管理の重要性が指摘される(三室, 2012)。例えばトイレやベッドの柵など、児童生徒の肢体不自由の状態に応じて日頃から安全な環境を管理し、介助の基本を徹底することが事故の防止につながる。これは、文科省(2018)による危機管理マニュアル作成手引きにおける、事前の危機管理に該当する内容であり、非常時や事故が起きた後の対応としてのマニュアル活用の在り方のみではなく、平常の授業や日常時からの活用の重要性を示唆するものである。そこで、事故カテゴリーに「授業中・日常」の項目を追加した。

環境や介助は教職員が実施する内容であるのに対し、児童生徒自身が事故防止のために身につけるべき力も指摘されている。三室(2017)は、実際に起きた肢体不自由生徒の交通事故を受け、車椅子等の補助具を生徒自身で安全に操作する能力や交通安全の知識に加え、必要な時に他者に声をかける等の社会的な力の重要性を指摘する。

以上より、事故に関しては特に事前防止の視点が重要であり、ヒヤリハット事例の共有や対物管理の徹底等を学校体制として整える必要があるといえる。また、平常時の授業や活動の中で、児童生徒の理解に合わせた具体的な危険性の教示、安全指導内容等の保護者との共有、補助具等の正し

Table 1 特別支援学校における学校安全・危機管理に関する文献一覧

障害種	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱	総合型	
事故	1 水難事故		水谷ら, 2018 高橋, 2014				
	2 授業中・日常			三室, 2012			
	3 部活動						
	4 校外学習						
	5 行方不明		高橋, 2014				
	6 スクールバス						
	7 寄宿舎						
	8 交通事故				三室, 2017		
	9 心のケア						
事件	10 情報セキュリティ					三室, 2017	
	11 不審者対応		水谷ら, 2018			池谷, 2015 三室, 2012	
	12 学校クレーマー						
	13 マスメディア						
	14 Jアラート						
保健衛生	15 疾病処置・緊急時				神田, 2013		
	16 医療的ケア			三室, 2012 分藤, 2012			
	17 摂食・誤嚥等					皆川, 2020	
災害	18 地震・火災等	高野, 2018 高野・石倉, 2018 岡ら, 2017 藤井, 2017	藤井, 2017	水谷・樫村, 2020 小山ら, 2019 山田・富永, 2019 山田ら, 2018 水谷ら, 2018 藤井, 2017 和田ら, 2016 藤井・松本, 2014	三室, 2012 藤井, 2017	藤井, 2017	此松ら, 2019 唐澤・立松, 2018 藤井, 2017 池谷, 2015 神谷ら, 2015 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課, 2013
	19 避難所運営					唐澤・立松, 2018 野々村ら, 2016 田中ら, 2013	
家庭	20 虐待防止						

※ひとつの文献の中で複数の障害種や項目に言及している場合は、複数のセルに該当する。

※沖中・日比(2013)、沖中ら(2013)は、カテゴリーおよび障害種を限定せず全体的に論じているため、どのセルにも該当しない。

い使用や他者に援助を求めるスキルの育成を目的とした教育・指導を行うことの重要性が示された。

(2) 事件

特別支援学校の事件に関する文献は4件中3件が不審者対応に関するものであった。知的障害特別支援学校における不審者対応訓練の実践報告の中では、リアリティのある訓練自体が児童生徒のトラウマになる可能性が指摘されている(水谷ら, 2018)。模擬であっても不審者を目の当たりにする恐怖感や場面理解の難しさから、視覚支援学校を除いては教職員主体で実施される場合が多いとの報告もある(池谷, 2015)。特別支援学校は、幼稚部または小学部から高等部や専攻科まで含め、幅

広い発達段階の児童生徒が在籍することも多い。児童生徒の障害特性と併せて発達段階を十分に考慮した上で、具体的な事件対応場面を想定し、児童生徒の訓練参加の方法や程度を検討・調整する必要があるだろう。また、不審者等の情報が迅速に学校へ通知されるよう、日常的な地域との連携を密にすることも重要である(三室, 2012)。

さらに、児童生徒が事件や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、情報モラル教育の充実に努める必要性も指摘される(三室, 2017)。障害種に限定されず様々なツールにより容易に情報を入手しやすくなった現代だからこそ、児童生徒自身が情報を正しく判断・使用できる力、必要なときに周囲

に相談できる力の育成が求められる。

その他、昨今の社会情勢による新たな危機事象として、弾道ミサイル発射にかかる対応(文科省, 2018)が求められている。弾道ミサイルが発射され日本に飛来する可能性がある場合、Jアラート等により情報伝達され、避難行動が伴う可能性がある。今回対象とした文献にはJアラート等の発信に関するものはみられなかったが、危機管理マニュアルとして作成する必要性から新たな項目として追加した(Table 1)。

以上より、事件に関するカテゴリーでは、児童生徒の障害特性や発達段階に合わせて、訓練内容や参加の方法・程度の調整・検討、および、情報モラルやネットリテラシーに関する教育実践を行うことの重要性が示されたといえる。

(3) 保健衛生

保健衛生カテゴリーに分類されたのは、主に肢体不自由や病弱を中心に、医療的ケアや介助を必要とする児童生徒を対象とする4件であった。

医療的ケアに当たる教職員は、適切な研修を受講し実地研修を経て、医師や看護師等を中心とした連携体制の中で実施する。三室(2012)によれば、特別支援学校で教員が実施する医療的ケアに関して大きなミスは報告されておらず、その背景にはヒヤリハット事例の共有などによる細心の注意が払われていることがある。ヒヤリハット事例の発生時期は年度初めに多く、医療的ケアの内容別では経鼻経管栄養に関する件数が最多である(分藤, 2012)。例えば、新しい学級担任によるチューブ位置の確認不足や経管栄養中の観察不足により、児童生徒の手がチューブに掛かり抜けそうになるなどの事案が発生しやすい。また、登下校中の医療的ケアに関する安全確保の課題として、移動中の車内で発作が起きた際の対応としての消防署や路線沿線の病院との連携準備、放課後デイなど福祉サービスを利用する際の施設職員との連絡体制の確保等の重要性も指摘されている(分藤, 2012)。

皆川(2020)は特別支援学校21校を対象とした給食指導の実践をとおして、調理法の工夫により児童生徒の咀嚼練習を促進し、むせ・丸呑み・窒息

等を防ぐことの有効性を述べた。児童生徒の摂食状態を的確に実態把握することが重要であり、嚥下障害を伴う場合は医療機関との連携を行う場合もある(皆川, 2020)。学校管理下における児童生徒の誤嚥等による死亡事例は、特別支援学校に限らず発生しており、摂食機能の低下を示す児童生徒や、自分自身で適切な摂食量を調整することの難しい児童生徒に対しては特に留意が必要である。

医療的ケアのミスや誤嚥等を事前に防ぐ対策の重要性はもちろんであるが、万が一起きてしまった場合には、児童生徒の命にかかわる危機状態をできるだけ迅速に脱するための教職員の対処が求められる。神田(2013)は、児童生徒の酸素吸入チューブが外れた場合や、アナフィラキシーショックやてんかん発作を起こした場合などの緊急時、医療機関との共通認識に基づく緊急体制の重要性について述べている。また、児童生徒を感染症から守るため、教員自身の健康意識や体調管理の体制を徹底することも重要である(神田, 2013)。

以上、保健衛生カテゴリーでは、医療的ケアのミスや感染症を予防するための教職員の意識向上や事前対策、および、万が一の場合に備えた連携体制の構築が重要であることが示された。また、平時の給食指導で誤嚥等を防ぐ目的での摂食指導が行われることが望ましいといえる。

(4) 災害

地震・火災等に関する文献は25件と全カテゴリーの中で最多であった。全ての文献が2011年以降のものであり、東日本大震災が一つの契機となったことが推測される。

特別支援学校の中には専門技術を臨床実習等で培う課程を持つ学校もあり、そのような場合には避難訓練実施の必要性と難しさが同時に存在する。また、児童生徒のみならず教員にも障害がある場合を考慮することも必要である。

例えば、高野(2018)は視覚障害特別支援学校68校を対象に防災教育の取り組みに関するアンケート調査を行い、視覚による状況把握の困難さと、

臨床実習との関連に配慮した避難訓練が課題であると認識している学校が多いことを示した。岡・生田・清正・松田・渡辺・佐藤・徳竹・濱田・和田・宮本(2017)もまた、全国の理療科を持つ視覚支援特別支援学校45校にアンケートを行い、約7割の学校が独自の防災教育を実施しており、約8割の学校が他の学校の取り組みを知りたいと思っている現状を明らかにした。理療科は生徒教員共に視覚障害者が多いことや、施術所を併設している学校が多く、患者の多くが高齢者であること等の理由から、避難訓練の実施に独自の工夫が必要となる。視覚支援特別支援学校での防災訓練について藤井(2017)は、廊下全体に煙が充満した中で音声や手すりでの避難誘導する工夫、DVDで身近な危険の存在を知った後に番組と同様のブロックを自分の手で持ち上げてみて固さや重さを実感するなど学んだ知識を実際に体験する工夫、教室の大型ディスプレイや学習支援機器が動線を邪魔しないよう避難環境を整備する工夫等を報告した。

教職員の障害に関して、厚労省の調査(2021)によると、令和2年教育委員会の雇用障害者数は14,956人である。このうちの多くが教職員として公立学校に勤務していると推察される。奥沢・廣田(2017)によれば、聴覚障害のある教職員424名のうち94%が聴覚障害を含む特別支援学校で勤務する。地震発生時、聴覚障害のある教員が地震速報に気づいたものの内容がわからないため対応できず、教員自身が災害弱者となった事例が報告されている(藤井, 2017)。聴覚障害のある教員を含め確実に情報を伝達するための環境整備の例として、各教室への集団補聴システムの組み込みや、学習の終始を示すランプ点灯により緊急時や不審者対応を表す工夫がされている学校もある(藤井, 2017)。

児童生徒および教員の障害の内容に合わせて情報伝達手段や避難誘導方法を整備しておくことの重要性は、肢体不自由や病弱の特別支援学校においても同様である。危機回避のため自分で動くことが困難な肢体不自由児童生徒が在籍する場合、施設や設備の安全点検は非常に重要である(三室,

2012)。また、車椅子や座位保持装置、歩行器など多種大型の補助具を使用する児童生徒が移動困難とならないよう、収納場所や避難経路に物理的余裕を持たせておく必要がある(藤井, 2017)。

特別支援学校143校を対象に防災・防犯の実施状況について調査した池谷(2015)は、バリアフリー環境と人的環境という2つの視点から環境整備の課題を指摘する。エレベーター等の機器類が使用できず通常の動線確保が難しい災害時は、周囲の人の理解とサポート体制が欠かせない。日常的に物理的なバリアフリー環境を整えていたとしても、いざ災害時避難に支障が生じる可能性は否定できず、それを少しでも解決できる可能性を高めるのが人的要因である。実際に、教員から避難時に車椅子や担架を運ぶ人員や時間の有無等について不安の声があるとの報告もある(藤井, 2017)。このような不安に対するひとつの策として、神谷ら(2015)による実践があげられる。神谷ら(2015)は、特別支援学校と近隣の高校による合同避難訓練において、特別支援学校児童生徒の車椅子を持ち上げたり手を繋いだりする役割を高校生に担ってもらうことで、移動困難が軽減したことを報告している。このような外部との合同訓練は、日常時からの連携のひとつの形であり、災害時のみならず不審者や行方不明者等に関連する事件・事故を防ぐ観点からも重要であるといえるだろう。山田・富永(2019)は、防災をテーマとした交流・共同学習を行うことで新たな障害理解が生まれ、両者が主体的に防災を考える機会になると示唆している。

しかし、地域と連携した防災や訓練については、特別支援学校ならではの課題がある。特別支援学校に通う児童生徒は通学範囲が広く、学校以外にいる時間も多いため、登下校時や在宅時等の防災や避難が課題となる(和田・池田・池崎・栗林, 2016)。よって、特別支援学校の所在地域と児童生徒の居住地の双方と連携を強化する必要がある(藤井・松本, 2014; 池谷, 2015; 唐澤・立松, 2018)。小山・田中・大鶴(2019)は、学校での訓練の中で、地域の人々の支援を想定し、児童生徒の障害の特徴、服用薬、保護者の連絡先、アレル

ギー等の情報をファイリングし車椅子に取り付けた実践を行った。このような取り組みの推進には保護者の理解や協力が欠かせない。此松・鶴岡・入學・清水・一ツ田(2019)は、特別支援学校において保護者向け防災研修を開催し、教員と保護者の相互理解を組んだプログラムの必要性を指摘している。

地域とのつながりという点においては、災害発生時、特別支援学校が地域の避難所となる場合もある。東日本大震災被災地域の特別支援学校8校を対象に調査した田中・梅田・佐藤・渡辺(2013)は、対象校のうち4校が避難所運営に携わったことを報告している。どの学校にも備蓄物資がなかったことから、全ての学校で在校生が数日間生活できる程度の食糧、水、毛布等の確保、発電機や無線等、児童生徒の実態に応じ紙おむつや薬品等の準備が必要であるとした。それら備蓄が一時的でなく常時更新されるようなシステムの構築、避難所運営に関わる教職員の役割等も含めたマニュアルの作成・見直しが必要であることが示されている(田中ら, 2013)。しかし、特別支援学校における避難所運営にかかる備えについては、未対応である場合も少なくない(千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課, 2013; 野々村・金井・中野・白木, 2016; 唐澤・立松, 2018)。このことから本研究では避難所運営の項目を追加した(Table 1)。

地域との具体的なつながりを想定し備えることは、災害時の教員の不安軽減にもつながる一方で、教員自身が防災に関する知識や実践力を身に着けることも不可欠である。特別支援学校の在籍児童生徒数は全国的に増加しており(文科省, 2020a)、学校が大規模校化することに伴い、教職員一人ひとりが危機意識を高められる組織的な危機管理体制の構築が求められる(沖中・守屋・坂本・日比, 2013; 山田・富永, 2019)。水谷ら(2018)は、各教職員および学校全体としての防災力を高めるため、実施日や時間、被害想定等を事前に教職員に伝達しない訓練の有用性を述べている。

学校や教員側の防災力の向上とともに、児童生

徒自身の防災力や災害対応能力を育む視点も重要である。特別支援学校における防災教育は教育課程に位置付けられたうえで計画的・継続的に実施される必要があることが、複数の先行研究で指摘されている(和田ら, 2016; 小山ら, 2019; 山田・富永, 2019)。特に知的障害特別支援学校においては、学校行事や教科・領域等と組み合わせながらの横断的な実施、具体的で臨場感のある実施が求められる(藤井, 2017; 山田・富永, 2019)。自ら情報を収集すること、状況を判断すること、援助を求めること等を災害対応能力と捉え、児童生徒の実態に合わせて多様な授業実践の中で進められていくことが望ましい(和田ら, 2016)。高野・石倉(2018)は、視覚障害児童生徒の防災に関する行動の発達段階を系統立てて整理したうえで、学習指導要領等における防災に関する指導内容と対照させ、その不一致を指摘している。このような不一致は、対象児童生徒が知的障害を伴う場合、特に顕著になると考えられる。よって、指導内容を教育課程に位置付け体系的にとらえる視点と、一人ひとりの児童生徒の障害や発達の状態に合わせた具体的な実践内容を考慮する視点の、両視点から防災教育の在り方を検討することが必要である。

以下では、主に知的障害児童生徒を対象にした具体的な防災教育や避難訓練の実践を紹介する。

特別支援学校42校の調査を行った藤井・松本(2014)は、36%の学校が「児童生徒に適した教材がない」と認識していること、教材選びや開発に課題のある学校の80%が知的障害対象であることを明らかにした。そのうえで、防災メタファーを取り入れた紙芝居を開発・活用した実践を報告した。例えば、揺れや落下物から身を守る態勢を「ダンゴムシのポーズ」と称しリズムランニング(リズムに合わせて歩いたり走ったりする身体活動)と連動した即効性の高い指示で児童生徒の理解と行動を促した。また、山田・丁子・鶴岡(2019)は、防災劇の観劇や、身を守る姿勢を取り入れた歌やダンス、揺れや煙を体験したり危険物から回避する手作りのアトラクション等、児童

生徒にとって体験的で理解しやすい防災教育の実践を行った。このような教材は、実体験として児童生徒に身に付く五感を活用したわかりやすい教材(藤井, 2017)といえるだろう。

水谷・檜村(2020)は、児童生徒が具体的かつ主体的に災害の場面をイメージすることを促進するため、非常食づくりを含めた防災と関わるものづくりの授業実践を行った。そのような学習の蓄積は、災害時の児童生徒自身の対応力の向上につながるのみではなく、支援する側として動くことのできる可能性も含んでいる(水谷・檜村, 2020)。

和田ら(2016)は、児童生徒の災害対応力を高める工夫として、具体的な事前学習で災害状況の理解を促すこと、想定する災害の種類や発生場所を変え多様な避難体験をすること、避難時の対応をキーワードにして繰り返し学習すること等をあげた。また、児童生徒が家族とともに自宅や居住地の防災設備や危険箇所、非常持ち出し品等を考え記録する防災ノートを用いることが、学校外での災害対応を考えるのに効果的だと報告している。

上述のような児童生徒の実態に合わせた教材や方法の工夫が、児童生徒の障害の多様化・重複化にあわせて一人ひとりに呼応する内容で実施されることが重要である。さらにその内容は、学校のエラー課程や個別の指導計画等の中に位置付けられ、計画的・継続的に行われる必要がある。

以上、災害カテゴリーにおいて見いだされた内容を下記にまとめる。まず、物理的環境整備として、児童生徒のみならず教員の障害の状態も含め、それぞれに適合した情報伝達や避難誘導の方法を事前に確保することである。併せて人的環境整備として、近隣の学校や地域、児童生徒の居住地、および保護者との日常的な連携体制を構築することが望ましい。学校体制としては、地域の避難所運営にかかる備え、ならびに、教職員の防災意識と対応力の向上を目的とした取り組みを行うことが重要である。児童生徒の防災力や災害対応能力を育む防災教育の在り方としては、教育課程や指導計画にしっかりと位置づけられ、なおかつ個々

の障害や発達の状態に合わせた具体的な指導・実践を行う必要がある。

(5) 家庭

家庭カテゴリーは、沖中・日比(2013)による虐待防止に関する内容のみで構成されるが、特別支援学校の安全・危機管理に関して虐待を扱う報告や研究はみられなかった。厚労省(2020a)によると令和元年度の全国児童虐待相談対応件数は193,780件であり、年々増加傾向にある。細川・本間(2002)によれば、障害の有無にかかわらず虐待を受ける子どもは千人中0.6～0.7人であるのに対し、障害児の場合は千人中5.4～7人であり、特に情緒障害や行動障害のある場合に虐待のリスクが高くなる。これらのことから、学校が虐待に気づける場および保護者の相談の場として機能し虐待防止につなげることが求められ、そのための視点や対応の整備が課題となる。

研究Ⅰのまとめ

以上、特別支援学校の学校安全・危機管理に関する報告や研究を、障害種やカテゴリー別に一覧し、計20項目を得た(Table 1)。障害種やカテゴリーに限定されず、危機的状況を事前に防ぐこと、および、危機的状況に陥った際に少しでも早く状況を逸脱・改善することという2つの観点から、得られた知見をまとめると、以下ようになる。

まず、危機的状況を事前に防止する観点で、対物管理の徹底、ミスを防ぐための確認体制や情報共有システムの構築、情報伝達や避難誘導の方法等を含めた物理的環境整備が行われる必要がある。危機的状況に陥った際の状況逸脱・改善という観点からは、研修や訓練を実施すること、連携体制を整えておくことがある。研修や訓練の実施にあたっては、教職員の防災意識や災害対応力の向上を目的とした取り組みを学校として実施することが望まれる。また、児童生徒の個々の障害や発達の状態にあわせた訓練の内容を検討・実施するとともに、防災意識や災害対応力の向上を目的とした教育・指導も平常時の授業や指導の中で実施されるべきである。その際には、教育課程や指導計画に位置付けたうえでの防災教育が継続的・具体

的に行われる必要がある。連携体制の整備にあたっては、保護者を含め、学校近隣の地域や児童生徒の居住地、児童生徒の登下校にかかわる移動や福祉サービス等の生活範囲にあわせた広範囲で多種の連携対象を想定することが求められる。

研究Ⅱ

本研究における第2の目的のもと、県内10校の特別支援学校(Table 2)に協力を依頼し、危機管理マニュアルを入手した。以下では、研究Ⅰで得られた20項目に対照させながら各校のマニュアル内容を検討する(Table 3)。

Table 2 各協力校の概要

対象	立地	学部	在校生数(約)
A 聴覚	内陸	幼・小・中・高・専	50
B 視覚	内陸	幼・小・中・高・専	30
C 知的	内陸	小・中・高	90
D 知的	内陸	小・中・高	60
E 肢体・病弱	内陸	小・中・高	140
F 病弱	内陸	小・中・高	60
G 知的・肢体・病弱	沿岸	小・中・高	70
H 知的・肢体	沿岸	小・中・高	70
I 知的・肢体	沿岸	小・中・高	70
J 知的・肢体	沿岸	小・中・高	80

(1) 事故

事故カテゴリーにおいては、全ての学校が行方不明対応マニュアルを作成していた。県内では2007年に特別支援学校児童の行方不明事件が発生している(盛岡市, 2016)ことから、多くの学校で危機感を持っていると推察される。H校は学校と寄宿舎に分けて、G校は通常時と職員不在時、I校は児童生徒在校時と登下校中等、先行研究(千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課, 2013)において効果的とされる状況別のマニュアルを作成している学校も複数みられた。また、日頃からの心の準備や実際の事態を受けての対応見直しの重要性が指摘される(高橋, 2014)中、E校は危機の予防として日頃から児童生徒理解を進め教育相談の充実を図ることや、危機収束後の再発防止のための見直し等の必要性を記載していた。

授業中・日常に該当する内容は8校で記載され

ていた一方、部活動について記述があるのは3校であった。学校における事件・事故・災害等の発生場面は、授業中と休憩時間を合わせて約37%であり、部活動中の約34%を超えるとの報告もある(文科省, 2015)。このことから授業中・日常場面が学校生活の基本であり、最も事故発生率が高いといえる。一方、特別支援学校における部活動については、高等部の一部で行われる部活動や障害者スポーツ大会に向けた練習会等を意味することが多い。練習内容が無理のないものか検討すること、日頃から健康状態を把握すること等、授業中・日常に準ずる内容となっていた。また、授業中・日常および部活動ともに、記述の内容は事故発生時の対処が中心であった。事故防止のための対物管理の徹底の重要性(三室, 2012)が指摘されるように、事前の環境整備という点からも整理される必要があると考える。

授業の一環でありながら、水難事故としてのプールでの危機対応は、その特質より特に命に関わる危険度が高いことから別項目となっている。しかし、実際に対応や対策を特記しているのは2校と少なかった。項目立てされていたJ校では、教員の監視方法や監視体制、緊急時の連絡方法等が整理され記述されていた。

交通事故については8校で記述があり、徒歩通学や公共交通機関等を利用した自力通学の児童生徒を中心に、移動中に交通事故にあった場合の対応が記されていた。その他にも、児童生徒が困ったときに助けを求められる社会性の育成(三室, 2017)を目指した指導や、日頃から登下校に関する交通機関に学校側が働きかけ情報共有できるような関係性の構築、外部機関と連携しての交通安全教室の開催等が重要であるだろう。

スクールバスについては、バスを運行する5校中3校で記述されていた。中でもG校は、地震や津波等の発生時だけでなく、事故発生時や体調不良者発生時についても対応フローチャートが作成されていた。また、スクールバスが運行する道沿いのAED設置場所や、災害が発生した際の緊急避難場所を記載していた。G校の所在地および在校

Table 3 各特別支援学校の危機管理マニュアル

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
事故	1 水難事故				○ ^{*1}					○	
	2 授業中・日常	○	○	○	○		○	○		○	
	3 部活動	○ ^{*1}	○ ^{*1}		○						
	4 校外学習	○	○	○	○		○	○	○ ^{*2}		
	5 行方不明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	6 スクールバス	○ ^{*2}	-	-	-	-	○	-		○	
	7 寄宿舍	○	○	-	-	○	-	-	○ ^{*2}	-	○
	8 交通事故	○	○	○		○	○	○	○	○	
	9 心のケア	○ ^{*3}				○ ^{*3}		○			
事件	10 情報セキュリティ										
	11 不審者対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	12 学校クレーマー										
	13 マスメディア	○ ^{*3}				○					
保健衛生	14 Jアラート	○		○	○		○	○			
	15 疾病処置・緊急	○	○	○	○	○	○	○		○	
	16 医療的ケア						○				
災害	17 摂食・誤嚥等		○	○				○			
	18 地震・火災等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	19 避難所運営				○		○	○			
家庭	20 虐待防止										

「-」は項目に該当しないこと(そもそも寄宿舍やスクールバスを所有しない等)を示す
 *1 授業中・日常の項目に記述あり *2 地震・火災等に関する項目に記述あり
 *3 別の複数項目の中に当該項目に関する記述あり

生居住地域は、東日本大震災での被害が重大な地域であったことから、その対策意識の高さがうかがわれた。J校では、スクールバス緊急時対応訓練として地震発生を想定し児童生徒が安全に避難できるよう、校内および関係機関との連携確認を行っていた。東日本大震災において実際に発生した送迎バス運行に関する訴訟(日本経済新聞, 2013)からも、スクールバス運行に関する事故・災害対応については保護者との相互理解のもと日常的に検討されるべきといえる。

心のケアについては、A校、E校が一部の項目で危機発生後の対応の一環として心のケアに言及していた。また、G校では、いじめ事案にかかる内容が記されていた。いじめを含む心のケアについては、沖中・日比(2013)の調査においても対象校全てで作成中または未作成であり、今後の作成が課題であると指摘されていた。いじめは全ての学校で深刻化する問題であり、特別支援学校でも例外なく対応が必要である(沖中・日比, 2013)。

以上より、事故カテゴリーにおいて多くの特別支援学校で想定されているのは、行方不明、授業

中・日常、校外学習、交通事故に関する内容であり、学校でよく起こりうる危機として認識されていることがうかがわれた。さらに充実を図るためには、状況別の検討や、危機発生の前後における予防・再発防止策の検討が求められる。一方、記述が少なかったのは、心のケアや水難事故(プール)に関する内容であった。いずれも必要性の高い項目であり、他校のマニュアルや先行研究を参照しながら、作成を進めてい

くべき今後の課題といえるだろう。

(2) 事件

事件カテゴリーにおいては、全ての学校で不審者対応について記載があった。中でもE校は、不審者情報を家庭、地域、関係機関と日頃から連携・協力し、情報を速やかに把握できる仕組みを詳細に構築していた点が特徴的であった。I校も不審者の情報を近隣の施設と情報共有する旨が記述されていた。これらは三室(2012)の指摘する地域と連携した事件予防対策といえる。実際の訓練として、J校では、児童生徒が恐怖心を抱かないよう工夫しながら、学校独自の暗号の意味と対策行動の理解を促す全児童生徒参加型の訓練を行っていた。このことは、水谷ら(2018)の指摘する、児童生徒の障害や発達に合わせた訓練の調整といえる。

Jアラートに関しては5校で記載がみられた。中でもA校とE校は、Jアラートが発信された状況別(登下校前・登下校中・在校時)に対応行動や保護者への連絡方法等が示されていた。

マスメディアについてはE校のみが項目立てて

作成していた。その内容は、情報公開、窓口設置、報道担当者の職務、報道機関への要請、報道機関の取材、資料提供、記者会見、県教委への支援要請等から成る。全ての学校において報道対応が必要となる可能性はあるため、事前に整備を進めることで、いざというとき保護者や地域の信頼を損ねない対応が可能となるであろう。

情報セキュリティや学校クレーマーについて記載のある学校は無かった。これらは沖中・日比(2013)により今後作成が必要となることが指摘されている項目である。今回の対象校においても、これらの対応整備は今後の課題といえよう。

以上、事件に関するカテゴリーでは、全学校において不審者対応を中心とした内容が作成されていることが示された。このことは、小学校や障害者施設で不審者による殺傷事件が実際に発生している事実も背景にあるだろう。各校で意識化されている項目だけに、各校の児童生徒の障害や発達にあわせた具体的な訓練の工夫を学校間で共有する機会が求められる。そのような機会において、Jアラート、マスメディア、学校クレーマー、情報セキュリティ等、まだ対策が十分に系統立てられていない項目についても情報交換や認識の共有を行うことが、特別支援学校全体の学校安全・危機管理意識の向上につながるであろう。

(3) 保健衛生

保健衛生の領域では、疾病処置や緊急時の対応について9校とほとんどの学校でマニュアルを作成していた。特にインフルエンザ等の感染症に関する対応のマニュアルを作成している学校が多く、罹患者が発生した場合の対応や校内感染防止策について記されていた。対象に病弱児童生徒を含む場合は特に、児童生徒への感染を防ぐため教職員の感染予防徹底が求められる(神田, 2013)現状からも、学校としての意識の高さが反映される項目といえよう。中でもJ校は、最近の情勢をふまえいち早く新型コロナウイルス感染症対応のマニュアルを作成していた。その内容は、校内で感染者が判明した際の対応や連絡フロー、地域で感染が拡大した際の対応、感染防止対策等で構成さ

れる。感染防止対策については、例えば換気・消毒・検温の実施方法や、マスク・フェイスシールド着用規定、集会・給食指導の実施方法等であり、現在実際に全国の学校で行われている内容と考えられる。その内容を整理しマニュアルとして作成することで、今後新たな感染症流行の際のスムーズな予防や対策につながるだろう。

また、同項目では、てんかん、アレルギー、エピペンの使用等についての記述もみられた(B校・C校・D校・H校・J校)。それぞれ写真や図などの資料を付しながら具体的で明確に示されており、担任のみではなく全教職員で情報を共有する点を重視していることがうかがわれた。

摂食・誤嚥等については3校がマニュアルを作成していた。対応フローチャートや、応急処置として指による異物除去や背部叩打法の方法が記載されていた。誤飲や誤嚥は、障害の有無や年齢等にかかわらず発生する可能性があり、重症・死亡事例も報告されている(芦田・小野・田中・上杉・村岡・小正, 2010)。障害種を限定せず全ての特別支援学校において摂食指導が適切に行われることが期待される。また、肢体不自由等により摂食・嚥下障害のある児童生徒は特に、その実態把握、ならびに医療関係機関と連携した環境設定や個別の配慮等も必要となる(皆川, 2020)。

医療的ケアについては、G校でのみ緊急搬送対応のマニュアルが作成されていた。G校は、知的障害、肢体不自由、病弱と複数の障害種を対象とした特別支援学校であり、児童生徒の実態も多様であることが予想される。近年、特別支援学校に在籍する児童生徒の障害が重度・重複化し、医療的ケアを必要とする児童生徒数は増加している(文科省, 2019)。医療的ケアそのものについても、一人の児童生徒が複数の医療的ケアを必要とするなど、健康上の課題が多くある児童生徒が増えている(分藤, 2012)。よって、在籍する児童生徒の実態に応じて、今後より多くの特別支援学校で、医療的ケアの対応や緊急時の対策が検討される必要性が生じるであろう。

以上、保健衛生カテゴリーでは、ほぼ全ての学

校で感染症に関するマニュアルが作成されていることが明らかとなった。最近の社会情勢を鑑みると、この感染症対策についてはさらに精緻化・徹底されていくものと思われる。摂食・誤嚥に関しては、その危険性の高さにもかかわらずマニュアルが作成されていない学校が半数以上あり、対応・対策を検討することが急務である。また、医療的ケアやてんかん、アレルギー等への対応については、在籍児童生徒の実態に応じて検討されるべき内容であるといえる。

(4)災害

災害カテゴリーでは、10校全ての学校で地震・火災等に関する項目に当てはまる内容が作成されていた。うち9校が授業中以外の場面を想定して複数の状況下における対応を記載していた(A校：授業中・校舎閉鎖中・職員の勤務時間外、B校：授業中・校舎閉鎖中・寄宿舍、C校：授業中・校舎閉鎖中、D校：授業中・時間外および休日、E校：児童生徒在校時・学校外・下校時・在宅時・保護者や地域の方々の来校時・寄宿舍、G校：本校舎での災害・登下校時・在宅時、H校：日中・夜間・校舎内で教職員と児童生徒が離れている場合、I校：授業中・校外学習中、J校：授業中・寄宿舍)。状況別の対策を検討することの有効性を指摘する先行研究(千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課, 2013)では、危機管理マニュアルで未対応の学校が多い状況として、下記6つを挙げている。①職員が手薄な時間帯の被災、②校外学習等の出先での被災、③行事中の被災、④帰宅困難時、⑤避難所運営にかかる備え、⑥地域の自治体との非常時対応に関する事前確認である。多くの学校が①②③に該当する複数の状況下を想定していた背景には、東日本大震災被災県としての経験が反映されていると考えられる。

例えばE校は、保護者や地域の人々の来校時を想定し、体育館に椅子等の障害物がある場合を含めた指示や誘導の行い方を具体的に記述していた。また、平常時から学校教育活動全般を通じた防災教育、施設・設備の定期的な点検の実施、全教職員への初動対応の周知徹底、避難に手助けが

必要な児童生徒の対応や避難経路、出張等で教職員が少ない場合の避難方法等が詳細に明示されていた。これらは、学校行事や他教科と関連づけた教科横断的で計画的・継続的な防災教育(小山ら, 2019; 山田・富永, 2019)や、対物管理の徹底(三室, 2012)に該当する。また、H校I校は、学校内のどの場所で地震が発生したかを分けて想定し、考えられる危機や対応方法を記していた。例えばグラウンドでは体育器具・用具の倒壊や地割れ、体育館では器具落下やガラス飛散等が考えられるため、建物や体育施設・器具から離れグラウンド中央に集まるよう指示すること等が記載されていた。このような被災場所別に危機や対応を明記することは、実際の危機発生時の教職員の判断や指示の参考になると思われる。

その他特徴的な記述として、G校においては、児童生徒の通学地域の緊急避難場所を一覧にし、一目で把握可能な図が作成されていた。A校・C校・E校・G校・H校・J校は、災害発生時の保護者との連絡方法として一斉メールシステムの運用手段が整備されていた。また、地震・火災・津波以外の災害の内容として、D校では暴風・大雨、水害、落雷、E校では火山噴火、風水害、猛獣(クマ等)の発生が想定されていた。これらは、各校の経験をとおした具体的で運用性の高いマニュアル内容であり、学校の所在する地域の特性に応じた災害対策であるといえる。

訓練については、J校のみが実施計画をマニュアルに反映していた。その内容は、児童生徒の引き渡し、寄宿舍での地震・火災、非常通報の訓練等であった。障害に合わせた対応として、防災ヘルメットを被ることが難しい児童生徒は防災頭巾を使用する、スロープを利用する際は必ず職員が上下で対応する等の具体的な記載がみられた。また、訓練は場合によって児童生徒への予告なしで実施され、児童生徒が自らの判断でその場に応じた危機回避行動を取れるよう工夫がされていた。

未対応校の多さが指摘される内容のひとつである避難所運営にかかる備え(千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課, 2013)については、D校、H

校のマニュアルに記載がみられた。例えばD校では、市の協力依頼を受け、指定緊急避難場所を開設する際のマニュアルとして、洪水、土砂、災害、大規模火災等ごとの避難場所や、想定される教職員の動きが記載されていた。田中ら(2013)は、全ての学校が避難所を運営する可能性があることから備蓄の重要性を訴えている。今回の調査でマニュアルに反映された備蓄内容を確認することができたのはC校のみであった。C校は、避難所運営に関する記述はなかったが、避難における本部の常備として非常食、懐中電灯、電池式ランタン、乾電池、発電機、灯油ストーブ、カセットコンロ、ボンベ、ラジオ、記録用デジタルカメラ等の用意について記されていた。全ての学校において、避難所運営を見据えた対策、備蓄の準備や備蓄を継続して保管できるようなシステムを検討することが望まれる。

以上、地震・火災等に関する危機管理マニュアルは全ての学校で作成されており、そのほとんどが複数の状況を想定した具体的で運用性の高い内容であった。また、経験や地域特性に即した各学校ならではの視点や工夫が含まれていた。一方、避難所運営にかかる備えについては未対応校が多かったことや、地域と連携した取り組み(例えば小山ら, 2019)の検討は今後の課題といえる。

(5) 家庭

児童生徒の虐待防止に関する内容を作成している学校はみられなかった。直近の県内児童虐待相談対応件数(令和2年1～9月速報値)は1,108件となっており、昨年度同時期の1,066件を上回る(厚労省, 2020b)。新型コロナウイルス感染症の影響による在宅時間増加も背景に考えられるが、障害児の虐待率の高さ(細川・本間, 2002)もふまえ、学校としての見守り体制を構築・強化していく必要がある。その際には文科省(2020b)による学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き等が参考になるであろう。

研究Ⅱのまとめ

県内10校の特別支援学校における危機管理マニュアルの検討をとおして、以下のことが示され

た。まず、多くの学校で対応が明記されていた項目として、授業中・日常の事故、校外学習中の事故、行方不明、交通事故、不審者対応、疾病処置や緊急時、地震・火災等があげられる。これらは実際に危機的状況として体験されたり身近に話題となったりした経験が反映され、県内の特別支援学校全体として危機意識を伴って認識されていることが明らかとなった。特に地震・火災等については、多くの学校が具体的な状況別の対応を想定しており、被災県ならではの危機意識の高さがうかがわれた。一方、水難事故、マスメディア、医療的ケア、摂食・誤嚥等、避難所運営、虐待防止に関しては、未対応校が多かった。これらの項目についても対応の必要性が生じる可能性は全ての特別支援学校においてあると考えられることから、今後の作成が課題といえるだろう。

また、今回分析の対象とした危機マニュアルについて、学校によってはその一部のみ提供いただいた場合や、マニュアルではなく学校安全計画等に詳細を記している場合等も含め、各学校で実際に実施されている学校安全・危機管理対策の全てが反映されているわけではないことにも留意が必要である。

研究Ⅲ

本研究における第3の目的のもと、以下では岩手大学教育学部附属特別支援学校での実践を報告する。本校は、知的障害児童生徒約60名の比較的規模の小さい学校であり、寄宿舎およびスクールバスの運行は無い。一部の生徒は徒歩・バス・電車等による単独通学を行っているが、原則として児童生徒は保護者の送迎、または下校時には放課後デイによる迎えとなっている。

本校では、児童生徒の危機管理に関して「安全な生活をするために必要な基本事項を理解し、安全に行動できる態度や能力を育てる」ことを目的とした安全指導計画に基づき指導を行うとともに、児童生徒ならびに教職員の安全な学校生活を確保するための組織的対応として危機管理マニュアルを策定している。

安全指導計画では、①安全な通学指導の徹底を図る、②校舎内外の生活における安全指導の徹底を図る、③校舎内外の安全点検の徹底を図る、④災害時の安全で迅速な避難方法の徹底を図るの4つの柱を重点的に進めることとしている。研究Ⅰ・Ⅱにおけるカテゴリーおよび項目に、本校で実施している4つの柱の具体的内容を当てはめると、①は事故カテゴリーの交通事故項目に該当する通学指導や交通安全教室、②は事件カテゴリーの不審者対応および事故カテゴリーの行方不明、③は事故カテゴリーにおける授業中・日中の項目としての安全点検、④は災害カテゴリーにおける地震・火災等の項目としての避難訓練が該当する。以下、それぞれについて概要を述べる。

(1) 交通事故(通学指導, 交通安全教室)

通学指導のねらいは、児童生徒の通学状況を把握し、望ましい通学態度を育てるとともに、単独通学における安全な登校のしかたを理解できるようにすることである。単独通学を認める際には別途定めている単独通学要項に沿って、安全な通学ができるかを確認したうえで認めているが、その場合も6月ならびに12月に指導を行い、通学する様子や通学路の安全確認も行っている。その他にも、長期休業の前後に単独通学生の一斉指導を行っている。

また、7月の全校朝会で警察署員による安全教室(交通事故防止)を行っている。突発的な行動をとる場合もある本校児童生徒の特性もふまえながら、児童生徒の通学上の安全を確保するとともに、学校内外の生活における道路での安全を図ることを目指し、交通安全ルールなどの徹底を行うため実施している。小学部では交通公園を利用し、中学部は学校周辺において段階的、実践的に学習をすすめている。高等部では、歩行と自転車を使用し、市の安全教育交通専門員や地域の交通指導員の協力も得ながら教室を開催している。

(2) 不審者対応・行方不明

不審者侵入などの緊急時における対応の仕方や牽制方法の習得及び教職員や児童生徒の安全管理意識を高めることをねらいとした訓練を年1回実

施している。研究Ⅰで述べられたように、訓練が児童生徒のトラウマになる可能性もある。このため、本校では不審者に対して児童生徒を接触させない、安全な場所に逃げることを基本として、児童生徒に対する訓練は、全校朝会時に安全教室として実施している。一方で、教職員に対しては、児童生徒の安全を確保するための訓練として行っている。内容は、不審者が侵入した時の隠語の確認や対処の手順の確認、刺股の設置場所の確認や使い方などについて、警察の協力を得ながら実施している。また、不審者が侵入したときの教職員等への周知について、隠語を用いた校内放送等ができないことも想定し、危機的状況でも教職員に知らせる方法として防犯ブザーを用いる等、実践的で有効な方法について模索している。

児童生徒の無断外出や行方不明への対応として、保護者の了承が得られる児童生徒については、自宅周辺などの交番や公共交通機関、店舗などに搜索カードをあらかじめ配置する等、地域の協力が得られるようにしている。また、学校周辺の搜索訓練を定期的に行い、万が一の時教職員が組織的に対応できるよう訓練を実施している。

(3) 安全点検

児童生徒の安全な学校生活を確保するため、校舎内外の施設・設備の安全点検を月1回実施している。また、担当指導部が放射能測定を校庭中央部付近で実施し保健日誌に記入している。

(4) 避難訓練

避難訓練は、災害が発生した場合の安全な避難のしかたを理解できるようにすることをねらいとして、消防の協力を得て年4回実施している。以前は、地震ならびに火事を想定した訓練を行っていたが、本校は市のハザードマップで浸水想定区域に指定されていることから、浸水時の訓練も行うこととしている。この4回の訓練は、避難先を通常の避難先として設定している校庭の築山の他、冬季には校庭に出ることが困難なことから、駐車場への避難訓練も行っている。また、浸水を想定した訓練では2階に避難するなど、様々な避難先に落ち着いて速やかに移動する訓練

を実施している。これは、突発的な状況にパニックになる児童生徒もいることから、予め多様な対応を経験し慣れることも目指している。実際に、火災報知機をうっかり鳴らしてしまった事案が過去にあったが、そのような突発的な時にもほぼすべての児童生徒がパニックにならず、落ち着いて行動できた。これは何が起こったか理解できなかった側面もあるかもしれないが、訓練の成果もあったのではないかと考えている。今後に向けては、火災の発生場所を変えることなどで、避難の動線についてもバリエーションを増やすなどの方法を検討している。また、万が一学校での避難が長時間に及んだ場合のために非常食などの防災用品は常備しているが、非常時でも児童生徒が口にすることができるように1食分の非常食を各家庭から預かって保管する、定期的に常備非常食を試食するなどの対応を行っている。

(5) その他の危機管理および今後の課題

上述以外にも、給食での異物混入や感染症(新型コロナウイルス含む)への対応等について、マニュアルの確認や対応方法の共有を行っている。

危機管理においては、学校内で対処できるものもあるが、多くの場合、保護者や地域、関係機関との連携は必須である。そのため、連絡を密にしながら、別途対応のフローチャートを作成するなど、保護者、教職員、関係各機関等との共通理解を進めるようにしている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のために、消防や警察など外部機関の協力を直接得ることができなかった。このため、教職員が避難の場所や方法等について動線や危険箇所などの再確認を行ったり、火災報知機が作動した際に関連して作動する機器類の確認や点検を行なった。

今後、自然環境や社会環境などが変化している中で、常に、その時に在籍している児童生徒の特性を考慮した対応方法などについて継続的に検討を行うとともに、これらの結果を危機管理マニュアルや個別の対応計画などに反映させ教職員間の共有を図りたいと考える。また、ICT教育の導入に伴い情報セキュリティやモラルなど教職員のみ

ならず児童生徒や保護者も含めた安全管理、危機管理対応について連携共有を行っていく必要がある。さらに、災害時や感染症による臨時休業が行われる場合などに伴う、児童生徒の保護者への引き渡しについて、マニュアルに従った訓練の実施など、一つ一つの危機管理対応についてより具体的なイメージや行動に繋げられるような取り組みを行っていききたい。

まとめ

研究Ⅰにおいては、特別支援学校の学校安全・危機管理に関する報告や研究を総覧し知見や課題を見出すことを目的とした。各障害種およびカテゴリー・項目に照らし合わせて文献27本を体系立てて整理したところ、各障害を対象とした特別支援学校それぞれに合わせた工夫(例えば知的障害のある児童生徒に対して避難訓練で行う具体的理解促進のための工夫や、肢体不自由児童生徒が在籍する特別支援学校での対物管理、視覚・聴覚障害のある教職員を含めた情報伝達方法の確立等の物理的環境整備)の観点や、障害種を限定せず必要な事前・事後の対応(例えば地域との連携、危機発生後の対応の見直し)等が見出された。

それらをもとに、研究Ⅱでは、実際に県内の特別支援学校10校における危機管理マニュアルの内容を検討した。実際に起きた事態や災害に基づいて全体的に詳細な記述がみられ、高い危機意識がうかがわれる項目(授業中・日常の事故、校外学習中の事故、行方不明、交通事故、不審者対応、疾病処置や緊急時、地震・火災等)がある一方で、危機発生の可能性が必ずしも低くないにもかかわらず全校あるいは一部が未対応の項目も少なくなかった(水難事故、マスメディア、医療的ケア、摂食・誤嚥等、避難所運営、虐待防止)。これら各学校における実践や対策を他の学校とも共有し合うことで、より効果的で実用的なマニュアルの作成になることが示唆された。

研究Ⅲでは、危機マニュアルの実際の運用や課題の例として、岩手大学教育学部附属特別支援学校における取組みを紹介した。児童生徒の実態や

地理的特性を考慮した訓練の実施や、外部関係機関との連携による訓練や情報共有の課題、未対応項目や今後考えられる危機想定等の具体を示した。このような事例の発信・共有が、他校の参照となり特別支援学校全体としての危機意識の向上につながることを期待される。

引用文献

- 芦田貴司・小野圭昭・田中栄士・上杉直斗・村岡正規・小正 裕(2010)阪神7地区における誤飲・誤嚥事故の実態調査:平成16～18年の各市消防局への救急要請, 日本摂食嚥下リハビリテーション学会雑誌, 14(2), 123-133
- 千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課(2013)特別支援学校の防災機能を高める「防災セルフチェック」:震災の教訓を生かし自ら防災力を高めるツールとして, 地方自治職員研修, 2, 83-85
- 分藤賢之(2012)特別支援学校(肢体不自由)における学校安全の現状と課題, 肢体不自由教育, 203, 12-17
- 藤井基貴・松本光央(2014)知的障害児童生徒に対する防災教育の取り組み:岐阜県立可茂特別支援学校の事例研究, 静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要, 22, 73-81
- 藤井容子(2017)香川県の特別支援学校における防災・避難対策に関する事例研究, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 99-102
- 細川 徹・本間博彰(2002)わが国における障害児虐待の実態とその特徴, 厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)平成13年度報告書, 382-390
- 池谷航介(2015)障害を有する幼児児童生徒学生に対応した防災・防犯体制の構築に関する研究(第1報):特別支援学校における防災・防犯体制の調査とその分析, 大阪教育大学紀要, 64, 13-21
- 神谷大介・中山貴喜・上野靖晃(2015)特別支援学校の津波避難に関する課題と支援方策の検討プロセス:沖縄県での取り組みを事例として, 土木学会論文集H(教育), 71(1), 9-17
- 神田正美(2013)病弱の特別支援学校におけるリスクマネジメントの実際, 特別支援教育, 50, 44-47
- 唐澤亜由美・立松麻衣子(2018)市町村による福祉避難所指定を受けた県立特別支援学校の防災管理の現状と課題, 奈良教育大学紀要, 67, 143-150
- 此松昌彦・鶴岡尚子・入學遼治・清水祐野・一ツ田啓之(2019)特別支援学校における自信防災管理の質的改善を目的とした教員研修の工夫, 和歌山大学教育学部共同研究事業成果報告書, 154-156
- 厚生労働省(2020a)令和元年度における児童相談所での児童虐待相談対応件数(速報値)
- 厚生労働省(2020b)児童虐待相談件数の動向(令和2年1月～9月)(速報値)
- 厚生労働省(2021)令和2年障害者雇用状況の集計結果
- 三室秀雄(2012)特別支援学校における学校安全, 肢体不自由教育, 203, 6-11
- 三室秀雄(2017)特別支援学校(肢体不自由)における学校安全:安全教育の意義と展開, 肢体不自由教育, 232, 4-7
- 皆川悦子(2020)特別支援学校における摂食指導, 肢体不自由教育, 245, 20-23
- 水谷好成・樫村恵三・石澤公明(2018)復興教育学を基にした知的障害特別支援学校の防災教育の提案, 宮城教育大学紀要, 53, 229-238
- 水谷好成・樫村恵三(2020)ものづくりに注目した生活力の育成を通じた知的障害特別支援学校における防災教育の実践的検討, 日本教育大学協会研究年報, 38, 223-234
- 文部科学省(2015)学校事故対応に関する調査研究調査報告書
- 文部科学省(2018)学校の危機管理マニュアル作成の手引
- 文部科学省(2019)学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
- 文部科学省(2020a)特別支援教育資料
- 文部科学省(2020b)学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

- 盛岡市(2016)滝村隆規くんを捜しています, 2016年8月21日, <http://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/shogai/1019076/1004088.html>
- 日本経済新聞(2013)送迎バス犠牲幼稚園側に賠償命令「津波予見できた」, 2013年9月17日, https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG17012_X10C13A9MM0000
- 野々村敦子・金井純子・中野 晋・白木 渡(2016)香川県内における特別支援学校の防災対策の現状調査, 土木学会論文集F6(安全問題), 72(2), 193-198
- 岡 愛子・生出大祐・清正穂寿美・松田智一・渡辺順子・佐藤卓弥・徳竹忠司・濱田 淳・和田恒彦・宮本俊和(2017)視覚特別支援学校(盲学校)理療科における大規模地震対策の現状に関する調査研究(第2報), 視覚特別支援学校理療科における防災教育の現状と課題, 筑波大学理療科教員養成施設紀要, 2(1), 13-20
- 沖中紀男・守屋朋伸・坂本 裕・日比 暁(2013)特別支援学校の危機管理対策に関する調査研究, 岐阜大学教育学部研究報告, 61(2), 223-229
- 沖中紀男・日比 暁(2013)特別支援学校における危機管理の検討(その2)—特別支援学校における危機管理マニュアルの作成とその実際—, 岐阜大学教育学部附属特別支援教育センター年報, 20, 55-64
- 奥沢 忍・廣田栄子(2017)聴覚障害のある教員の就労の実態と心理社会的影響および関連する要因の検討, AUDIOLOGY JAPAN, 60(1), 72-82
- 小山拓志・田中淳子・大鶴晶子(2019)カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた特別支援学校における防災教育の実践と課題: 大分県立大分支援学校を事例に, 大分大学高等教育開発センター紀要, 11, 101-116
- 高橋次郎(2014)子供を事故や災害から守る—本件の特別支援学校で起きた死亡事故に学び, 保護者とともに: 全ての特別支援学校で危機管理, 事故防止を徹底させる取り組み, 特別支援教育, 54, 44-47
- 高野真梨子・石倉健二(2018)特別支援学校(視覚障害)における防災に関する行動要素及び指導内容一覧の作成, 兵庫教育大学学校教育学研究, 31, 99-206
- 高野真梨子(2018)特別支援学校(視覚障害)における防災教育の系統性に関する研究: 現状を踏まえた教育内容の検討, 兵庫教育大学と大学院同窓会との共同研究論文集, 8, 55-59
- 田中真理・梅田真理・佐藤健太郎・渡辺 徹(2013)東日本大震災における特別支援学校の危機管理・防災体制に関する調査研究, 特殊教育学研究, 51(2), 180-183
- 和田充紀・池田弘紀・池崎理恵子・栗林睦美(2016)知的障害特別支援学校における防災教育のあり方に関する一考察: 現状の聞き取り結果と教育課程に位置付けた実践の検討を通して, 富山大学人間発達科学部紀要, 10(2), 143-153
- 山田春華・富永光昭(2019)知的障害特別支援学校における防災教育の現状と課題: 知的障害特別支援学校教員へのインタビュー調査を通して, 大阪教育大学障害児教育研究紀要, 42, 111-120
- 山田伸之・丁子かおる・鶴岡尚子(2018)特別支援学校での地震防災教育の現状理解と質的改善に向けて, 和歌山大学教育学部紀要, 69, 169-174